

少林寺拳法世界連合規約

序文

少林寺拳法開祖宗道臣は、戦争という人間が人間としての正しい判断力を失ってしまう極限状況下で、人間の赤裸々な行為の数々をまのあたりにした。そして、法律も軍事も政治の在り方も、すべてそれにたずさわる人間の人格や考え方の如何によって、大変な差がでることを強く感じた。『人・人・人すべては人の質にある』この社会において、すべてのものが『人』によって行われるとするならば、誰もが望む平和の達成は、慈悲心と勇気と正義感の強い人間を一人でも多く育てる以外にないと、宗道臣は気づき、青少年の育成を決意した。

そこで、宗道臣は、人づくりの修行法としての少林寺拳法を1947年日本において創始した。

少林寺拳法の基本理念は、自分の幸せと共に半分は他人の幸せを願い行動できる人間を一人でも多く育てることによって、より良い社会を作ることにある。

少林寺拳法の組織は、日本国内を始め、海外では1966年に始めてインドネシアに支部が設立されて以来、世界各国に連盟・支部が設立されている。

1972年、世界各地に設立された少林寺拳法の組織を統括するために、国際少林寺拳法連盟(I S K F ; International Shorinji Kempo Federation)を結成。その後、国際少林寺拳法連盟を発展的に解消し、1974年、少林寺拳法世界連合(W S K O ; World Shorinji Kempo Organization)が発足した。

1980年5月、少林寺拳法創始者である宗道臣が逝去したのち、宗由貴(少林寺拳法師家第Ⅱ世宗道臣)が少林寺拳法世界連合会長に就任し、現在に至っている。

本連合は、開祖宗道臣が創始した「人づくりによる理想世界実現」の運動、すなわち幸福運動の基本理念を正しく継承し、発展させることを大前提とし、少林寺拳法の技法とその教えを遍く世界に普及し、これを保護し、人種的、宗教的、政治的寛容の世界観に基づき、加盟各国間の親善と友好を促進し、もって世界の平和に貢献することを目的とする。

会員は本連合の基本理念に背くことなく、かつ少林寺拳法の法統及びその継承者としての師家の思想を最大限尊重し、一致協力して本連合の運営にあたらなければならない。

第1章 総 則

【名 称】

第1条 本連合は少林寺拳法世界連合(World Shorinji Kempo Organization)と称し、WSKOと略称する。

【目 的】

第2条 1 本連合は、開祖宗道臣師家が創始した少林寺拳法の技法とその教えを遍く世界に普及し、これを保護し、人種的、宗教的、政治的寛容の世界観に基づき、加盟各国間の親善と友好を促進し、もって世界の平和に貢献することを目的とする。

2 何人と言えども本連合の許可なく支部を設立し、いかなる形態であれ、少林寺拳法及びこれに類似する名称、その他、本連合が定めるシンボル及びロゴを使用したり、少林寺拳法を修行する場を開設して少林寺拳法を教授してはならない。

【事 業】

第3条 本連合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 少林寺拳法の普及及び拳士の育成を目的とする支部及び各国連盟の設立の促進、許可。

(2) 少林寺拳法の大会及び演武会の開催及び支援。

(3) 少林寺拳法の拳士の育成を目的とする研修会、講習会、講演会、合宿等の開催及び支援。

(4) 少林寺拳法の指導者の養成。

(5) 少林寺拳法師家の設定する資格の保護に関する活動。

(6) 少林寺拳法に関するビデオ、CD、書籍発行等の情報提供。

(7) 世界の平和への貢献に必要な諸活動。

(8) その他、前条の目的を達成するために必要な諸活動。

【事務局】

第4条 1 本連合の事務局は、日本国香川県仲多度郡多度津町本通3丁目1に設置する。

2 本連合は、理事会の議決を経て、必要に応じ事務局の管掌のもとに従たる事務所を置くことができる。

第2章 少林寺拳法師家

【少林寺拳法師家の地位と役割】

第5条 1 少林寺拳法師家(以下師家という)は、少林寺拳法を修行するすべての拳士の精神的支柱であるとともに、少林寺拳法の思想と技法、並びに組織運営の最高相談役であり、この地位は、少林寺拳法開祖の

法統を継ぐ者を指す。

2 師家は、少林寺拳法の資格の付与、剥奪等を承認する。

第3章 会 員

【会 員】

第6条 本連合は、団体会員(正会員、準会員)及び個人会員を有する。

(1) 団体会員

a 正会員 正会員は、理事会の承認のもとに本連合理事長(以下理事長という)の許可を得て設立された国単位の連盟をいう。

b 準会員 準会員は、理事長の許可を得て設立された各国内の支部をいう。

(2) 個人会員

a 普通会員 前項bの支部に属する者で、少林寺拳法を修行することを目的として理事長より入会を許可された者。

b 特別会員 本連合の運営を支援する者で、理事会の審議を経て理事長が承認した者。

c 名誉会員 本連合の目的に理解のある者から理事会の審議を経て理事長が承認した者。

【会員資格の喪失】

第7条 本連合の会員は、次の理由によってその会員たる資格を失う。

(1) 正会員及び準会員

解散したとき。

(2) 個人会員

a 退会

b 死亡

c 除名

【退 会】

第8条 会員(団体・個人)が退会しようとするときは、理由を付して退会届を提出し、理事長の承認を得なければならない。

第4章 会員の権利及び義務

【会員の権利】

第9条 本連合の会員は次の権利を有する。

(1) 団体会員は、正会員を有する国は正会員から、正会員を有しない国は、準会員の中から各国、代議員1名を選出し、これをもって総会に出席すること。

- (2) 団体会員は、総会において意見を表明する権利、25条(4)の場合には議決に参加する権利を有する。
- (3) 所定の手続きを経て、少林寺拳法関係諸組織並びに、本連合の開催する各種行事に参加すること。
- (4) 所定の手続きを経て少林寺拳法関係諸組織の管理する諸施設を利用すること。
- (5) 講師、指導員、考試員等の派遣を要請すること。

【会員の義務】

第10条 会員は次の義務を負う。

- (1) 規約、細則、規程、並びに本連合が発する各種指示に従う義務。及び別に定める会費等を納入する義務。
- (2) 正会員、準会員については、その構成員等について別に定めるところにより毎年度本連合に報告する義務。
- (3) 本連合の目的及び事業を支持すると共に、本連合の名誉と会員たる品位を保つ義務。

第5章 理事会

【構成及び職務】

- 第11条 1 理事会は、本連合の最高議決機関とし、会長及び理事をもって構成する。
- 2 理事会は、本連合の事業計画並びに予算の策定及びその執行の任にあたる。

【議長】

第12条 理事会の議長は、理事長とする。

【理事会の招集】

第13条 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

【成立及び決議】

- 第14条 1 理事会は、過半数の理事の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 2 理事は理事会の承認する書面をもって理事会における議決権の行使を代理人に委任することができる。
- 3 可否同数のときは会長と協議のうえ、理事長がこれを決する。

第15条 理事会を開催できない場合で、会長または理事長が理事会の決議を必要とする場合、書面による意見をもって決議することができる。

第6章 評議員会

【構成及び職務】

第16条 評議員会は、会長・理事長及び評議員をもって構成し、会長及び理事長の諮問に応じて審議し、会長及び理事長に対して助言する。

【議長】

第17条 1 評議員の互選により、評議員会議長1名を選出し、会長の任命を受けるものとする。

2 評議員会議長の任期は、現任評議員の任期満了の時期までとする。

【評議員会の招集】

第18条 評議員会は、理事長の承認のもとに評議員議長が招集する。

第7章 総会

【地位】

第19条 総会は、会長及び理事会と各会員間、並びに各会員間の意志伝達及び意見表明の場とし、本連合の運営を円滑ならしめ、もって会長の任務遂行を補佐し協賛するものとする。

【構成及び職務】

第20条 1 総会は、会長、理事長、理事、及び第9条（1）により選出された団体会員（正会員を有しない国については準会員）の代議員各1名をもって構成する。

2 代議員は、各国にて選出の後、会長が任命する。

3 代議員の任期は、任命の日から4年目の応当日の前日までとし、再任を妨げない。補欠により就任した代議員の任期は前任者の残存期間とする。

4 代議員は、総会において4年間の方針・事業計画・決算報告に対して意見を述べることができる。

【定時総会】

第21条 1 定時総会は4年に1回理事長によって招集される。

2 招集の日時、場所、議題については理事長が通知する。

【臨時総会】

第22条 理事長は、代議員の要請、理事会の意見具申のもとに適当な方法をもって臨時総会を招集することができる。

【招集通知】

第23条 1 前条の招集通知は、総会開催日の6ヶ月前までに代議員に対してなされる。

2 代議員は各国内の会員の意見を取りまとめて、総会開催日の4ヶ月

- 前までに事務局に対して書面による通知をすることにより、総会において各代議員が意見を表明すべき議題を提出することができる。
- 3 前項の通知があったときは、理事会の同意のもとに理事長が前項の議題を決定し、総会開催日の2ヶ月前までに事務局より代議員に対して議事内容が通知されるものとする。
 - 4 前3項にかかわらず理事長は理事会の同意のもとに、前項の期間を短縮して臨時総会を招集することができる。
 - 5 代議員は、総会に出席できない場合、各国内の会員の意見を取りまとめた書面を、総会開催の10日前までに理事会に提出することにより第3項の議題に関して、総会における意見表明をすることができる。

【議 長】

第24条 総会の議長は、理事長とする。ただし、理事長が必要と認めるときは総会構成員の中から議長を任命することができる。

第8章 役 員

【役 員】

第25条 本連合は、次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 会長は、師家がこれを務める。
- (2) 理事長 理事長は、理事の中から互選により選出し、会長が任命する。
- (3) 理事 理事は7名以内とし、理事は評議員会の意見を聞いたうえで会長が任命する。
- (4) 評議員 評議員は10名以内とし、うち3名は会長が指名し、4名は総会において選出し、会長が任命する。残りの3名以内は理事会の決議に基づいて会長が任命する。
総会における評議員4名の選出は出席者の過半数をもって決する。
- (5) 事務総長 事務総長1名を理事より会長が任命することができる。
- (6) 財務担当 財務担当は1名とし、会長が任命する。
- (7) 監査 監査は2名とし、会長が任命する。
- (8) 会長は理事会及び評議員会の意見を聞いたうえで、理事、その他役員を罷免することができる。

【役員の仕事】

第26条 本連合の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長 会長は、本会を代表し役員の仕事、その他の仕事を掌る。
緊急事態が発生した場合、会長は理事と協議のうえで、その事態解決

のために、必要な措置を講ずることができる。

- (2) 理事長 理事長は、本連合の業務を総理する。
- (3) 理事 理事は、理事会を構成して本連合の業務内容を決定し、その執行にあたる。
- (4) 事務総長 事務総長は、理事長のもとで本連合の事務を遂行する。
- (5) 財務担当 財務担当は、財務の責任者であり、会計業務を遂行する。事務総長は財務担当を兼務することができる。
- (6) 評議員 評議員は、評議員会を構成し、会長及び理事長の諮問に応じ会務を審議し、会長及び理事長に対して助言する。
- (7) 監査 監査は、本連合の会計及び業務の執行状況が適正に行われているか監査する。

【任 期】

- 第 27 条 1 理事長の任期は、任命の日から 4 年目の応当日の前日までとし、再任を妨げない。
- 2 理事の任期は任命の日から 4 年目の応当日の前日までとし、再任を妨げない。
 - 3 事務総長、財務担当、評議員、監査の任期は任命の日から 4 年目の応当日の前日までとし、再任を妨げない。なお、補欠により就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。
 - 4 役員の任期満了後といえども、後任者が就任するまで、前任者はその職務を行うものとする。

【専門委員会】

- 第 28 条 1 本連合は専門委員及び専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員は、理事会の議決を経て会長が任命する。
 - 3 専門委員は、専門事項について企画立案し、調査審議し、または実施する。
 - 4 専門委員及び専門委員会に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

- 第 29 条 1 本連合の事務を処理するために理事長のもとに事務局を置く。
- 2 事務局の長は事務総長とし、その他、必要な職員を置く。
 - 3 職員は理事長が任免する。
 - 4 職員は有給とすることができる。
 - 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が事務総長と協議のうえ、別に定める。

第9章 公用語

【公用語】

- 第30条 1 本連合は、日本語及び英語を公用語とする。
2 日本語と英語の解釈に差異がある時は、日本語を優先する。

第10章 準拠法

【準拠法】

- 第31条 1 規約、細則、規程、並びに本連合が発する各種指示は、日本国内の法令に従う。
2 本連合と会員との間に、規約、細則、規程並びに本連合が発する各種教示に関する疑義、紛争等が発生したときは、当事者間の円満な協議により解決するものとする。ただし、かかる円満な協議が困難であるときは、日本国東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第11章 会計と財務

【会計年度】

- 第32条 本連合の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

【収入】

- 第33条 本連合の収入は次の構成とする。
- (1) 入会費
 - (2) 連盟及び支部登録費
 - (3) 昇級・昇格受験料
 - (4) 助成金、寄付金
 - (5) その他

第12章 規約の変更及び解散

【規約の変更】

- 第34条 本規約の変更は、総会の意見を聞いたうえで、理事会において理事現在数の3分の2以上の賛同を得、会長が師家に上申し、承認を得なければならない。

【解散】

- 第35条 本連合は、総会の意見を聞いた上で評議員会に図り、理事会において全会一致の決議に基づき、会長が師家に上申し、承認を得た時に解散する。

【残余財産の処分】

第 36 条 本連合の解散にともなう残余財産は、理事会の決定により少林寺拳法関係諸組織がこれを吸収するものとする。

第 13 章 懲 戒

【処分規定】

第 37 条 団体会員、普通会員は、本連合の定める諸手続きがなされない場合は、昇級昇格、受講の資格並びに大会等の行事参加の資格が停止される。なお、再三の督促にもかかわらず手続きがなされない場合は、第 39 条が適用される。

【処 分】

第 38 条 1 本連合に所属する会員にして、次の(1)ないし(3)の場合には、理事長は、理事会の同意のもとに一時的に当該会員の活動停止を通告し、同通告日から 90 日以内の期間を指定することにより答弁の機会を与えることができる。

理事長は、理事会の決議に基づき、当該会員を謹慎処分、役職の解任処分、除名処分、解散処分等の各種処分を行うことができる。

また、少林寺拳法の資格の降格、剥奪等を理事会の審査の後、師家に上申することができる。

- (1) 規約、細則、規程、並びに本連合が発する各種指示に背反する行為があるとき。
 - (2) 本連合の目的信条に反する言行、目的達成に支障をきたす言行があるとき。
 - (3) 各国の法令に違反して刑事上の処分を受け、その在任または在籍が本連合の名誉を汚す恐れがあると認めるとき。
- 2 団体会員の解散にともなう残余財産は、本連合がこれを吸収するものとする。

ただし、解散する団体会員の属する法令上の規制があるときは、理事会において、当事国の法律あるいは、規程を考慮しながらその吸収方法を決定する。

【処分の執行】

第 39 条 1 前条の処分は、理事会の決議を経てこれを執行する。ただし、解任処分及び除名処分は、理事会の三分の二以上の多数をもって決する。

2 前条の処分にともなう少林寺拳法の資格の降格、剥奪等は、理事会の審議後、会長の承認を経て師家が決定する。

第14章 細則及び規程

【細則及び規程】

第40条 この規約の実施に必要な細則は、理事会の決議を経て理事長が決定する。各細則の実施に必要な規程は、理事長が別に定める。

附則 本規約は、1990年4月1日より実施する。

この改正は、1998年7月1日より実施する。

この改正は、2001年4月27日にパリで開催された総会の意見を基に理事会において賛同を得て、会長より同意を得たので2002年4月1日より実施する。

この改正は、2003年7月1日より実施する。